

東社協 福祉施設経営相談室だより 44平成18年1月23日

TEL03-3268-7170 FAX03-3268-0635

Eメール keieisoudan@tcs.w.tvac.or.jp

高年齢者再雇用制度の「継続雇用終了」年齢について

前回例示の条文は誤りでした。修正をお願いします。

(全2枚)

前回の相談室だより 43で例示した再雇用職員就業規則中、第10条(「社会福祉施設・事業者のための規程集(人事労務編)」追補版所収と同じ)を下記により訂正いたします。老齢年金の支給開始年齢の引上げは生年月日区分で行われており、これをもとに期日の限度を規定すべきところ、再雇用期間をもとに規定したことの誤りでした。申し訳ありませんでした。なお、次頁に厚生労働省作成の「高年齢者雇用確保措置実施義務化年齢段階的引上げのイメージ」を掲載しましたので参照してください。

<今回例示する正しいもの(再雇用及び更新の限度)>

定年退職日を60歳誕生日の属する年度末とする場合

第10条 再雇用を行う場合及び再雇用の更新を行う場合の期日の限度は、平成18年4月以降に60歳定年を迎える者等が満65歳に達する日以降の最初の3月31日までとする。ただし、生年月日が昭和24年4月1日以前の者の期日の限度は、次表のとおりとする。

生年月日	期日の限度(継続雇用終了日)
昭和21年4月2日～22年4月1日	63歳誕生日以降の最初の3月31日
昭和22年4月2日～24年4月1日	64歳誕生日以降の最初の3月31日
昭和24年4月2日以降	65歳誕生日以降の最初の3月31日

上記の経過措置の法定義務化年齢は、男性の年金(定額部分)の下記支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせ、男女同一に、平成25年4月1日までに段階的に引上げられることに対応するものです。(平成18年4月1日～平成19年3月31日 62歳、平成19年4月1日～平成22年3月31日 63歳、平成22年4月1日～平成25年3月31日 64歳、平成25年4月1日～65歳)

上記支給開始年齢を生年月日で規定すると、昭和21年4月2日～22年4月1日生まれ(平成19年3月31日現在満60歳)は63歳、昭和22年4月2日～24年4月1日は64歳、昭和24年4月2日以降は65歳となります。

平成17年度の定年退職者は実施義務ではありませんが、対象とする場合は上表中昭和21年は20年となります。

<前回例示した誤りの条文(再雇用及び更新の限度)>

第10条 再雇用を行う場合及び再雇用の更新を行う場合の期日の限度は、その者が年齢65歳に達する日以降の最初の3月31日までとする。ただし、平成25年3月31日までにおいては、期日の限度は次表のとおりとする。

再雇用及び再雇用の更新を行う期間	期日の限度
平成18年4月1日～平成19年3月31日	満62歳に達する日以降の最初の3月31日
平成19年4月1日～平成22年3月31日	満63歳に達する日以降の最初の3月31日
平成22年4月1日～平成25年3月31日	満64歳に達する日以降の最初の3月31日

